記 IE. 珳 佚 文 拾 帽 0

史記正義研 究の前段階とし

水

栄

本の佚 れ れた5 様なる 記注釈の権威として認められて来たにも である。 の偉業ともいうべき「史記會注考證」の中に収 千余条に及ぶ「正義」佚文を拾輯され、これ が国に残存する史記古板本の欄外の"書き入れ" るものに過ぎなか の拾輯や指摘が試みられ よっても なくないとされてい て合刻されたことなどの悪条件によって、 史記の三注の一たる李唐の張守節の 滝川 したこと、 "書き入れ" そして、さらに進んで水沢利忠博士は、これと同 博士未収の 歎かれており、 さらには三注の中で、 7 を有する史記板本を実に十数種発見さ 10 1) 2 一正義 《て来たが、その数は極めて同時にそれらの人々の手で そのことは、 しかるに、 佚文三百余条を新 流川亀太郎博士は、 すでに中 Œ. 時代的に最 拘らず、 義」は、 删節や譌脱 な博士 極めて寥々た 録されたの 国 早く 中より、 の学者に 一の畢生 -[[]-\$ 佚文 が少 遅れ 単注 輝さ K 我 史

かし、ここで一考を要することは、一 般的 にいって、

はこの小論に於いて、この観点に立ちつつ、 の真の意義がかかって来るものと思われる。

従って、 いらなれば

何らか は、 ある。 ることができるかどうかということに、 もたらし得るか、 なるときのみであろう。 るとするならば、「佚文」が拾輯されることによっ せねばならなくなる。ただ、そこに学問的価値を見出 べくしてなったものが大部分ではなかろうかとい 注釈の「佚文」というものの性質は、 合刻本に存する史記正義の有する性質に、 もしくは、 「佚文」が拾輯されざる以前の性質をいくらかでも変え、 史記 単に注釈のボリュームを増すというだけに止まって、 もしも、 の学問的価値を見出し得るか否かは、 正義の佚文を拾輯することによって、 その或る種の性質をより鮮明にすることが可能 そらであるとするならば、 或るいはその性質の一 則ち、 史記正義に就いていうなら 当然 部をより鮮 史記正義佚文拾輯 佚文拾輯 何らかの変化を 大い 佚文」となる 従来の三 て、 に疑問 う危に の作業 崩 その 惧

に就い 研究に、 記正義の佚文をも含めて考えた場合に、 C どのような新 少しく問題を提起し い視野が開けてくるかということ てみたい。 従来の史記正義 0

な改竄や無意識的な譌脱は避け難いものであるということ維物の介入とか、或いは"書き入れ"を為した者の意識的 (1)に至った。それは主として、 本と略称) 直江兼統 史記古板本の中で、最も信憑性の高いもの、いいかえれば のぼる「正義」 である。 いうものに依存 び水沢両博士の「正義」 書き入れ の状態がよりプリミティブなるものを追求 だが、 書き入れ = が為されている板本、 従って、当然のこととして、筆者は前記の十数種に その前に述べておかねばならないことは、 0) 水沢博士の発見にかかる上杉氏所蔵幻雲・南化 旧 『書き入れ』を最も理想に近いものと確信する『蔵南宋慶元(|||九五) 黄善夫刊本(以下、南化 佚文の"書き入れ』を有する我が国残存 しているからには、 佚文拾輯 次の如き理由 は、 必然的にいくらかの夾 共に "書き入れ 即ち、ここでは による。 滝 Ш 岌 0

> るどの年代よりも早 れは、他の古板本の を幻雲の卒年、一五三三年に、各々切ることができ、こ 渡来に要した年月をプラスしたもの、下 "書き入れ" の為されたと推定され 限

- (2)(3)テキス 鈔写している。(ただし、 本の『書き入れ』よりも、 この板本には、旧蔵者の一人である幻雲が自ら有する 全体的に見て、「正義」 ŀ (或いは単正義本か) 鈔写の際の譌脱が比較的少ないハれ"よりも、平均して、しかも **」佚文の"書き入れ』が、** 列伝一より列伝二十六まで) 平均 によって、 ΙĒ 義 他 の板
- (4)従って、 最も善本であると考えられる。 この板本は、現存する板本 るばかりか、 筆者はこの小論に於い の中 7 で、「正義」に関 一正義 佚文に 関し 3

ては、 要性に鑑み、 ある。以上、 専ら南化本の やや前置きが長すぎた嫌いもあるが、その必 敢えて贅蒿を加えた。 書き入れ" によることとするもの

Ċ

1

我国にもたらされ、書き入れてある「正義」佚文の大部

刊行されて間もなく、

鎌倉時代初期

黄善夫刊本は、

義」より早く、 人の 経疏 史記正義佚文を加 来の三注合刻 0) 例に倣って、 劉宋の裴駰によってなされた「集解」 本に存する史記 えて見る時、 これも史記の三注の一にして「正 まずいえることは、 義 (以下、 唐

る以前 分が、

に為され

に為されていたということを推定させる材料をも旧蔵者の一人である幻雲 (|巫川川) の所有に帰す

(一四六〇)の所有に

ていること、

いかえるならば、この板本に書き入れ

られている「正義」佚文の鈔写された年代は、

上限を一

かになる。 義」には、この「疏」 する いま、これらっ いった経疏と、全く無関係ではあるまいかとも考えられる。 力x 疏 ら史記 これらの「正義」佚文をも含めて考え合わせると、「正 傾向 的 な要素が含まれていることが指しの正文に注するばかりでなく、 が これは、 まっ 集解」に注する「正義」佚文の例を一部分 てくることである。 例えば孔頴達らの「五経正義」 的な要素がかなり大きいことが明ら 則 摘され ち 集 解 IF. 世に注 はしてきた 義 などと は する 従

乃說王使齊爲反間」 帝初幸甘泉宮」 これ 呂平爲扶柳 これに対して、 川博士未収) 附友」という佚文の" に対して、 侯 人間」 集解「反間者因敵間……令吾間以という佚文の『書き入れ』が見られる。 「正義云、 集解「 IE 集 義 解 Z 字長、 - 賜食帛越巾……」(孝文本紀) 『書き入れ』が見られる。 長姁、 越謂江東細綜布、 姁、 (呂后本紀 上張丈反、 ~|5 爲手巾也 涴 11

れる。 三注合刻本のこの場所には、 されているということである。 音紀莧反」とあって、 これに対して、「正義云、 さらに、 (滝川博士未収) という佚文の この例で興味をそそられるのは、 正文に付 注反間 「正義曰、 せられた注の如 ٠ "書き入れ" 敵間 使音所吏反、 ٠ 吾間、 くに 今 から 並 È. 見 音 間 0 紀

索……」(燕召公世家)

正義として「七略云、 いるのに、 この「正義」佚文は、 これに対して、 也 という佚文の " ほぼ符合する。 Œ. 義 累王妙 困学紀聞巻二十 Ą 書き入れ" 七略云、 論 可馬 素王 が見られる。 遷 一雜 撰 炒 しと引かれ 識しに、 論 卷、 そし 11] 馬

卒受惡名於秦、 う佚文の これに対して、 諸侯……」(商君列 11 書き入れ"が見られ Ē 有以也夫」 義、 注長雄 集 る。反丁 解 丈)|| 國富兵鷹、 博 長` 雄、

掲げてみよう。

ったのであろう。他にも同様の例が四十例以上見出せる。えに、合刻の際あまり重要視されないで、删節されてしまこれらの「正義」佚文は、「集解」に注するものであるゆ

2

われ 節 なり付されているが、「正義」 音注が付されていたであろうことが明らかになる。 のがあるという点である。 0) 次に、注目すべきことは、1とも関連する面もあると思 ,るが、 、 IE 義 音注が非常に詳密であっ の原本と考えられ もちろん、 佚文を加えて見 るものには、 たことを想像させるも 旧正義 さらに多く にも音注がか to ば これ

彼の「 のごく一部を掲げてみよう。 無関係ではないかも知れない。 のであろう。 と同時に、 ていることに、 史記音一、 その時 正義」の序に、「次舊書之旨、 劉伯荘 張守節より以前の史記の注家の中で、鄒誕生の 代に於ける「晉」に対する関心の高まりを示す 或いは陸徳明の「經典釋文」あたりとも全く よりよく符合することになるであろう。 0 「史記音義」などの伝統を受け継ぐも Ų, ŧ, 兼音解注」とうたっ 「育」に関する注文

「皭然泥而不滓者也」(屈原賈生列伝) られる。 これに対して、 之貌」 (滝川博士未収)という佚文の『書き入れ』が見 「嚼然、 正義、 上自若反、 又子笑反、 踈

而桓發用之富」 これに対して、 (貨殖列伝) 正義、 桓工发反」

とい

う佚文の『書き入れ』が見られる。

に音注を付している例を除いても、 れら音注の「正義」 佚文は、 1 実に三百条に及んでいに掲げた如き「集解」

襄公前且百許歲、

安得述而美之、

斯謬說耳」(宋微子世家)

則在

其大夫正考父美之一

3

る。

または「索隱」に重複するものが非常に多いということで 次に注目されるのは、 ĩE 義 一佚文の中には、 集解

> 「正義」の る。それは、 見るほど、 に於いては、 史記の同じ場所に付しているという事実が「正義」佚文を この種の「正義」 ろうという常識的判断に頼っての考えに過ぎない。 題がどう解決されていくかという点である。筆者は現段階 含めて見る場合に、極めて明らかになることにより、この間 要があろう。即ち、「索隱」と「正義」とが全く同じ注を であろうが、 「索隱」と「正義」佚文の重複する例の一部分を掲げる。 或る場合には、 或る場合にはもっと直接的な関連が見られるであろう これは「正義」が合刻される際に、 の関連の有無の問題から見れば、 両者は関連を持たずに別々に成ったものと考え 従来からやかましく議論されている「索隱」と もしもどちらかが、 両者が全く同じ注を付している場合を見れ 注釈としての価値という面からだけ見れば、 佚文は、 意識的にもっと違った注を付したであ 索隱「……又考父佐戴武宣、 無意味と考えられる。 どちらかの注を見ていた なお留意する必 側節されたもの しか

於天下乃八十二分居其一 書き入れ』が見られる これに対して、 美之、 斯太史公疎誤矣」 一正義云、 在襄公前百年間, 丰 正考父佐戴武宣公、見著於孔 (滝川博士未収) という佚文の 索隱 桓寬· 豈得正考父追道述 Œ 充以行之

所言迁怪虚妄、熒惑六國之君、 惑諸侯者、 是也」(孟子荀卿列伝 因納其異說、 所謂匹夫而熒

一新垣 怪虚妄以下与索隠同という佚文の『書き入れ』が見られる。 これに対して、 索隱 一新垣姓、 「正義云、 衍名也、 鹽鐵論及論衡並以衍之所 爲梁將、 故漢有新垣平」

連鄒陽列伝

幻雲筆で「見索隱、 という佚文の『 これに対して、「正義 書き入れ。 可削 云 とある。 が見られ 新垣姓、 . 衍名、 るが、 その 漢有新垣 右 菲

今日、 0) 輯によって、 **隠」と重複することによって删節されているであろうが、** であるから、 数にのぼっている。 最後の例の如きは、 それを知る由もない。 明らかなったものも、 もつと多くの「正義」 幻態でさえ、 しかし、 が合刻の際などに、「索 上掲の例以外にかなり 「削るべ 幸に「正義」佚文拾 し」というの

鈔本もしくはその転写本として我が国に伝わるテキスト、 を想像させる点である。 日通行の史記板本とかなり違っ 文によって見ると、 最後に重要であろうと思わ 張守 そしてまたそれ 節 0) 依拠 たものであったらしいこと した史記テキ れるの が往々にして、 は スト IF. から 義 9

> 掲げてみよう。 ストに一致するということである。 はそれに準ずる性格を有する史記古本の Ų, ŧ, その と仮称するテ 例の 部

或

孟嘗君待客坐語」(孟嘗君列伝)

き入れ " これに対して、 「待」を「侍」に作っていたらしいが、 が見られる。これによれば 「正義云、 侍猶當也」という佚文の"書 Œ 義本は、 これに一致する Œ

足下起糾合之衆」(酈生陸賈列伝 のは史記古本のみである。

一致するのは、石山寺蔵の古鈔本のみである。は正文の「糾」を「瓦」に作っていたらしいが 佚文の"書き入れ"が見られる。これによれ これに対して、「正義云、 如瓦合聚而蓋 屋…… が ば、 正義本

廣家世 世受射」 (李将軍列伝)

0) るのは、史記古本のみである。 これに対して、 "書き入れ"が見られる。これによれ 「受」を「愛」に作っていたらしいが、 「正義云、 愛好 如也、 習也 ば これに一 という佚文の 正義本は正文

れらの「正義」佚文によって、彼の依拠したテキストを幾 信 の史記に対する深い学識を通して、 かい も知れない。 ずるテキストを用いたであろうからである。 以上のような事実は、考えてみ 即ち、 張守節はおそらく当時に於いて、 れば、 自分自身が最も善本と 極 ĺЪ 従って、こ 然のこと 彼

りに並べ、 義本の順位が朱書されている。いま、四十二人を通行 を列記する所の上欄に、「以下位次、 年及不見書傳者、 れるが、その異同の著しい例として、次の如きものがある。 られる「正義本、 即ち、 その他、 與本相違」と"書き入れ"があり、 仲尼弟子列伝の第廿一葉裏の、「其四十有二人、無 朱書してある正義本の順位を括弧内に示してみ 南化本に、正義本との異同を記したものと考え 某字作某」という「書き入れ」が散見さ 紀于左」として、「冉季」以下四十二人 正義相違、正義位次 各人の右肩に正 本通

> 注 1

銭大昕「十駕齋養新錄」巻六に「史記正義失傳、宋人合索隱

31 公西蔵(5) 原亢籍(8)、樂欬(2)、靡絜(3)、叔仲會(1)、 句井疆(15)、罕父黑(36)、秦商(4)、中黨(25)、顏之僕 冉季(1)、公祖句兹(2)、 國(35)、秦非(16)、施之常(18)、顏噲(41)、步叔乘(21 任不齊(40)、公良孺(20)、后處(6)、 (22)、奚容箴(32)、公堅定(12)、 〔27〕、榮旂(14)、縣成(29)、左人郢(9)、 〔7〕、漆雕徒爻(13)、蠰駟赤(4)、、商澤(11)、石作蜀(23)、 狄黑(39)、 邦巽(24)、 秦祖(孔忠(37)、 10 顏祖(30)、 秦冉(42)、公夏首 漆雕哆(28)、 公西興如(3)、 燕伋(17)、 **鄒單** 顏何 顔高

> 注 6

そのためばかりでもないが、台湾開明書店編著「史記考索」

賀次君著「史記書錄」、一九五八、十、

上海商務印書館刊)、程金造著「史記會注考證新增正義的來源和卢

(新建設、

一九六〇、二月号)などに、

流川博士 治輯の「正義 となるのである。この異同がどのような意味を有しているとなるのである。この異同がどのような意味を有しているとなるのである。この異同がどのような意味を有しているとなるのである。この異同がどのような意味を有している となるのである。この異同がどのような意味を有している

注3 注 2 注4・5 いずれも水沢利忠博士著「史記會注考證校補」に詳しい。 、正義兩書、 良可嘆也」とある。その他、 本の欄外の『書き入れ』の中に包含されると考えられる。 て成立したものであると理解されいるから、 の幻雲抄なるものの実体は、基本的には我が国残存の史記古板本 をも佚文拾輯の資料として用いられたことが記されているが、こ 東北大学所蔵狩野亨吉旧蔵の慶長古活字本であり、さらに幻雲抄 特に、 「史記集解索隱正義札記」巻四などに同様な記述が見られる。 具体的には、「史記會注考證」巻末の「史記總論」によれば、 注1に記した三種の著述中に見られる。 後に記す幻雲旧蔵の南化本)の"書き入れ"から抄出され 散入正文之下、 妄加剛削、 銭泰吉「甘泉鄉人稿」巻五、 使後人不得見守節眞面 幻雲抄は、 史記古板

佚文に対する批判が見られる。

劣る。 なぜなら、他の古板本の"書き入れ"は、ややれないからである。特に本紀前半の部分の"書き入れ"は、ややなぜなら、他の古板本の"書き入れ"の完全なる祖本とは考えら注7 この南化本も完全に筆者を満足させてくれるものではない。

傳」の接裱に見られることによる。 のが、「圖書寮善本書目解説」に、「審其書體、殆鎌倉初期所注8 この南化本の処々に見られる「水光」卯青」の印記と全く同じ注8 この南化本の処々に見られる「水光」卯青」の印記と全く同じ

注9 例えば、この南化本の「孟嘗君列傳」の第二葉裏の上欄に、 「僕妾餘桑肉」の正義(佚文)注として、「正義云、梁成栗、又 之」と記されていることなどによる。

注10 注9で記した例や、特徴の著しい彼の筆跡で、容易に推定される。

注1·12 注4・5に同じく、水沢利忠博士著「史記會注考證校補

を参照されたい。

「素鬱」も司兼である。 注13 同じく史記の三注の一たる李唐の司馬貞によって注された。

注14 もちろん、旧正義と重複する音注も数えておいた。「索鱶」も同様である。

16 例えば、幻雲は南化本の列伝第一の巻頭に、「幻謂、小司馬・なっていると考えられる。(「十駕齋養新錄」巻六に見られる)間)に成っているが、前者をやや早いとする銭大町の説が定説と問う。「別馬貞の「索臘」・張守節の「正義」は、ほぼ同時代(開元年

張守節、皆唐明皇時人也、

而索隱不知正義、正義不知索隱、各出

る。 五七、 も単注本を用いて比較せねばならないことは、 くものには、現代の中国の学者程金造がいる。 五に、「二書不相稱引」と記している。逆に両書に関連ありと説 己意而注正之……」と記しており、 になったのは、 拾輯によって、 んど想像さえできなかったが、滝川・水沢両博士の「正義」佚文 ところが従来は、単索隠本は残存するものの、単正義本は、ほと に見られる)この種の問題の正しい結論に到達するには、 九月号「文史哲」掲載の「從史記三家注商権司馬遷的生年」 かすかながら、 単正義本の姿がおぼろげながらも理解できるよう 前途に明りを見出し得るものであ 銭大昕は「廿二史及異」史記 自明の理である。 (彼の説は、一九 両書と

てよいであろう。また「民」の字を諱避していない所から、そのと十パーセント位がそれらの唐鈔本或いはその転写本に一致することによっている。拙稿「史記古鈔本及序説」に詳述した。 は 紙背に淳祐の「金剛界次第」が自筆で鈔写されていることから、淳祐の寂年―九五三年を、この鈔本の鈔写年代の下限と考えら、淳祐の寂年―九五三年を、この鈔本の鈔写年代の下限と考えていてある。

人学院博士課程)

祖本は、唐の太宗即位以前のものとも想像されている。

注17 我が国に残存する史記古板本の或る種のものに、ほぼ史記全

鈔本に準ずる性格を有するテキストとして仮想したもの。直接的篇にわたって書き入れられている"異字・異文』の校記から、唐